

空き店舗等対策支援事業補助金

地域経済の活性化及び賑わい創出を図るため、対象地区において空き店舗等(空き店舗、空き家及び空き地)を活用して事業を行う方に対し、補助金を交付します。

1 対象地区

南陽市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域の中心地区に該当する区域であって、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する「商業地域」及び「近隣商業地域」に指定されているエリア
(<http://www.city.nanyo.yamagata.jp/tosikei/1746>)

2 対象業種

上記エリアに存する空き店舗等を活用して行う事業のうち、次に掲げる以外の業種

- ・農業、林業又は漁業
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号、同条第1項第5号及び第2条第5項に規定する事業

3 対象要件

- ・出店後3年以上継続することが見込まれ、店舗の営業を1日4時間以上かつ1週間に2日以上行うこと
- ・補助対象者の同一世帯の者又は生計を一にする者若しくは3親等以内の親族でない者が所有する空き店舗等であること
- ・市内における単なる店舗の移転と認められる方ではないこと
- ・国、地方公共団体又はその他の団体の委託を受けて事業を行う方ではないこと
- ・南陽市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う方ではないこと
- ・特定の宗教若しくは政治団体と関わる方又は公序良俗に反する方ではないこと
- ・市区町村税を滞納している方ではないこと

4 対象経費及び補助率

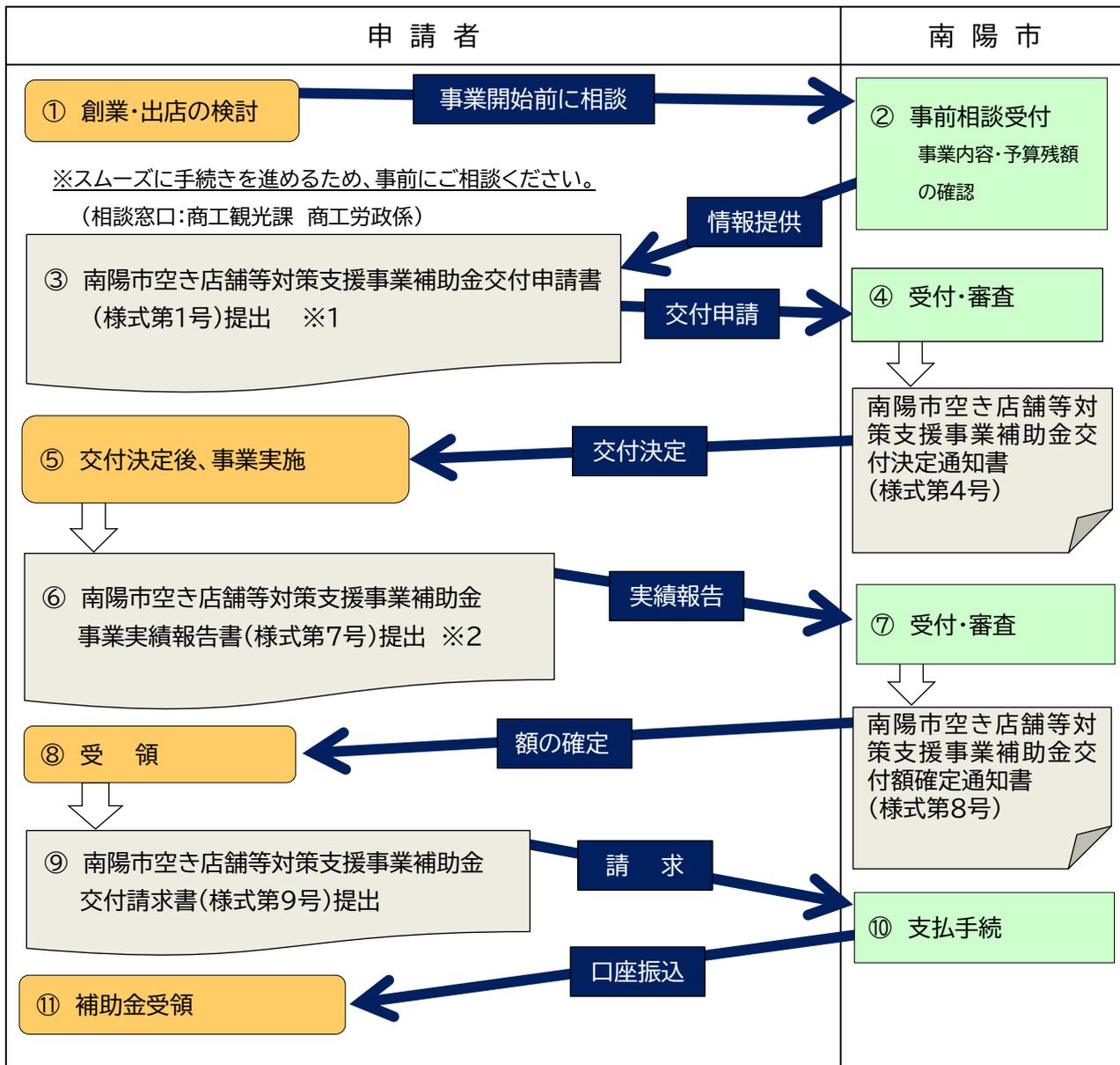
補助項目	対象経費等	補助率等
空き店舗等改修費	空き店舗等の内装工事、外装工事、サイン工事、給排水工事、ガス設備工事、電気工事及び美装工事費用	対象経費の3分の1又は50万円のいずれか低い額 (南陽市創業支援補助金と併用可能) 但し、赤湯駅前の商業地域において「飲食業」の営業を行う場合は、対象経費の2分の1又は100万円のいずれか低い額
空き店舗等賃借料	空き店舗等賃借料 交付決定日の属する月から当該年度末までの店舗等の賃借料(敷金、礼金、保証金、管理費及び共益費を除く)	対象経費の3分の1又は30万円のいずれか低い額 但し、赤湯駅前「商業地域」に「飲食業」を新規に営むものについては、対象経費の2分の1又は50万円のいずれか低い額
空き店舗等購入費	空き店舗等購入費用 但し、空き地購入の場合は、購入日から起算して1年以内に当該土地を敷地とし、事業を行う店舗の建設工事の着手をしなければならない。	

※国、地方公共団体又はその他の団体が交付する補助金等の交付対象となった経費並びに消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除きます。

※空き店舗等に住居部分を有する場合は、店舗部分と住居部分の床面積により按分し、補助対象経費を算出します。

※この補助金の対象となった空き店舗等の貸主に対し、賃借料の1か月分(敷金、礼金、保証金、管理費及び共益費を除く。)又は10万円のいずれか低い額を奨励金として交付します。

5 申請から奨励金受領までの流れ



※1【交付申請のときの提出書類】

- ①南陽市空き店舗等対策支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ②事業計画書(様式第2号)
- ③収支予算書(様式第3号)
- ④空き店舗等に係る賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- ⑤空き店舗等の所有者を確認できる登記簿謄本(購入の場合、所有権移転登記完了後のもの)
- ⑥空き店舗等を含む周辺図
- ⑦対象経費に係る見積書等の写し
- ⑧本人確認書類の写し又は法人登記に係る全部事項証明書
- ⑨市区町村税の納税証明書
- ⑩その他市長が必要と認める書類

※2【実績報告のときの提出書類】

- ① 事業実績書(様式第2号)
- ② 収支決算書(様式第3号)
- ③ 補助対象経費に係る領収書等の写し
- ④ 開業届又は法人設立届出書の写し
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

【お問合せ先】

南陽市 商工観光課 商工労政係
 電話:0238-40-8294 FAX:0238-40-3422
 E-mail:syoko1@city.nanyo.yamagata.jp